

2025 年 1 月 24 日

倉吉市長
広 田 一 恭 様

鳥取退職者連合中部地区協議会
会長 宮 本 秀 美



連合鳥取中部地域協議会
議長代行 盛 山 修



2025 年度社会保障制度に関する要請

日夜、住民生活の向上と地方自治発展のために尽力されている貴職に敬意を表します。

私たちは、連合鳥取の組合員であった者等を中心に、職場を退職した後も『自分たちの暮らしを守ろう』と結成した退職者の団体であります。

現在、私たち高齢者を取り巻く環境は厳しい状況にあり、慣れ親しんだ地域・在宅で安心して暮らし続けるためには、社会保障制度のより一層の充実等が求められていると考えます。

貴職におかれましては、私たち高齢者の声を十分に受け止めていただきますようお願いをいたします。

なお、要請事項につきましてはご検討の上、2025 年 2 月 20 日までに文書でご回答いただきますようお願いいたします。

I. 地域包括ネットワークの推進について

1. 介護保険事業計画および地域医療介護総合確保基金活用計画の策定・執行にあたっては、被保険者・保険料を拠出する労使代表等の市民参画体制のもと、利用者の権利と超高齢化社会への適応を両立させることを基本に進めること。

2. 利用者の必要性和選択を満たす、医療・介護・住宅福祉の切れ目のないネットワーク＝地域包括ケアネットワークを推進すること。

「地域ネットワークの要」として保険者ごとの地域包括支援センターを設置し、生活圏域ごとの地域包括支援センターを連携して総合相談・支援機能の強



化を図ること。

3. 地域包括支援センター運営委員会等への住民代表の参加、協議内容の公開を促進し、市民への介護保険サービスの周知を図ること。

4. 健康増進事業の推進

高齢者の健康寿命が健康で快適に生活できるよう「食事・運動・自律的生活・社会との交わり」等を基軸に、医療・介護が連携した健康増進・予防施策を充実すること。

Ⅱ. 介護保険について

1. 介護を必要とする高齢者が介護保険制度を利用していない実態がみられる。高齢者に介護保険制度やそのサービスを周知し、介護予防・重度化防止の観点から適切な介護保険の利用を促すこと。

また、ヤングケアラーの課題解決に向けての支援策を図ること。そのための広報・掲示・各種セミナー等多様な媒体でサービス内容を周知し、市民参画を通じて地域特性を踏まえた介護保険制度の拡充を図ること。

2. 既に認定されている要支援者の認定更新、新規の要介護認定申請者とも、「基本チェックリスト」を要介護認定手続きの前置要件としないこと。
3. 訪問介護における「身体介護」と「生活援助」は密接不可分の関係で在宅高齢者の生活を支えている。これを分断して「生活援助」に関する人員配置基準や報酬額の引き下げ、利用者の生活ニーズを無視した機械的利用回数制限、利用料上限設定などのサービス切り下げをしないこと。
4. 地域在宅生活を支援する小規模多機能型居宅介護事業を拡充すること。
5. 介護福祉施設等の施設入居者の安全・安心を守るための防災・防疫体制を整備すること。また緊急時の医療・介護連携、避難・誘導、備蓄、地域連携の体制整備と定期的検証を実施すること。
6. 特別養護老人ホームを整備・拡充し、個室・ユニット型居室の整備等の居住環境の改善を図ること。施設生活が必要な「要介護2以下」の希望者の特例入所を保障すること。

Ⅲ. 介護労働者の（処遇改善と人材確保）について

1. 介護職員の賃金を改善するため、事業者と協力して介護事業所で働くすべての労働者に「介護職員処遇改善加算」「特定処遇改善加算」の効果を及ぼすこと。

2. 介護職場における労働法令違反を根絶するため、労働行政と連携し雇用条件・環境の点検・改善に取り組むこと。
3. 介護労働者の労働安全衛生の取り組みを強化し、労働災害や感染症を防ぐための必要な設備・機材・備品等の整備、研修を含めた健康管理体制を整備すること。

IV. 認知症対策について

1. 「認知症の人が住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざす」という新オレンジプランの基本理念を踏まえ、地域のなかで認知症の人とその家族を支える「見守り・声かけ・相談・支援」の仕組み作りを推進すること。
2. 医療介護連携による認知症の早期診断・早期対応の体制整備を図ること。
3. 認知症高齢者による交通事故の発生を防止する社会的な施策を整えとともに、事故発生の場合家族に過剰な賠償責任を負わせない方策、損害賠償に備える個人賠償保険制度を創設すること。
4. 国の「認知症基本法」の成立を受け、市は、施策基本計画策定に当事者団体代表を入れ意見を聴き実効性ある施策を図ること。

V. 地域公共交通の充実について

1. 高齢者や障害者の外出機会の保障とまちの活性化のため、地域公共交通を整備・再編成すること。
2. 移動困難者の対策を図ること。
高齢化による運転免許証の返納者、買い物や通院、通学など日常生活における移動困難者に対して適切な移動手段を確保すること。

VI. 低所得高齢単身女性に関することについて

1. 住宅セーフティーネット法が改正されたことから、住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の登録を増やすこと。
2. 居住の継続が困難である低所得高齢単身女性に対し、優先的に公営住宅等への入居・転居を可能にすること。
3. 入居時の「身元保証人」や「身元引き受け人」など家族にかわって、必要

な手助けを行う支援事業を推進すること。

4. 安心して病院・福祉施設に入院・入所できるようにすること。
5. 身元保証人等がないことのみを理由に、医療機関において入院を拒否することのないよう各病院・福祉施設に徹底すること。

VII. 社会的孤立や孤独死の防止対策について

高齢単身者の社会的孤立や孤独死を防止するため、地域社会におけるきめ細かな見守りや支えあいの体制整備を急ぐこと。

その場合、地域包括ケアセンターや民生委員、町内会、自治会等をはじめ、ライフライン事業者（電気・ガス・水道等）民間事業者（郵便配達、新聞配達、宅配ドライバー等）などとの連携による効果的なネットワークを構築すること。

VIII. 高齢者の消費者被害防止について

高齢者の消費者被害の防止に向けて情報の収集や提供、被害の相談、啓発や教育など消費者基本法にもとづき、消費者行政の推進、関係機関の連携強化を図ること。

以 上